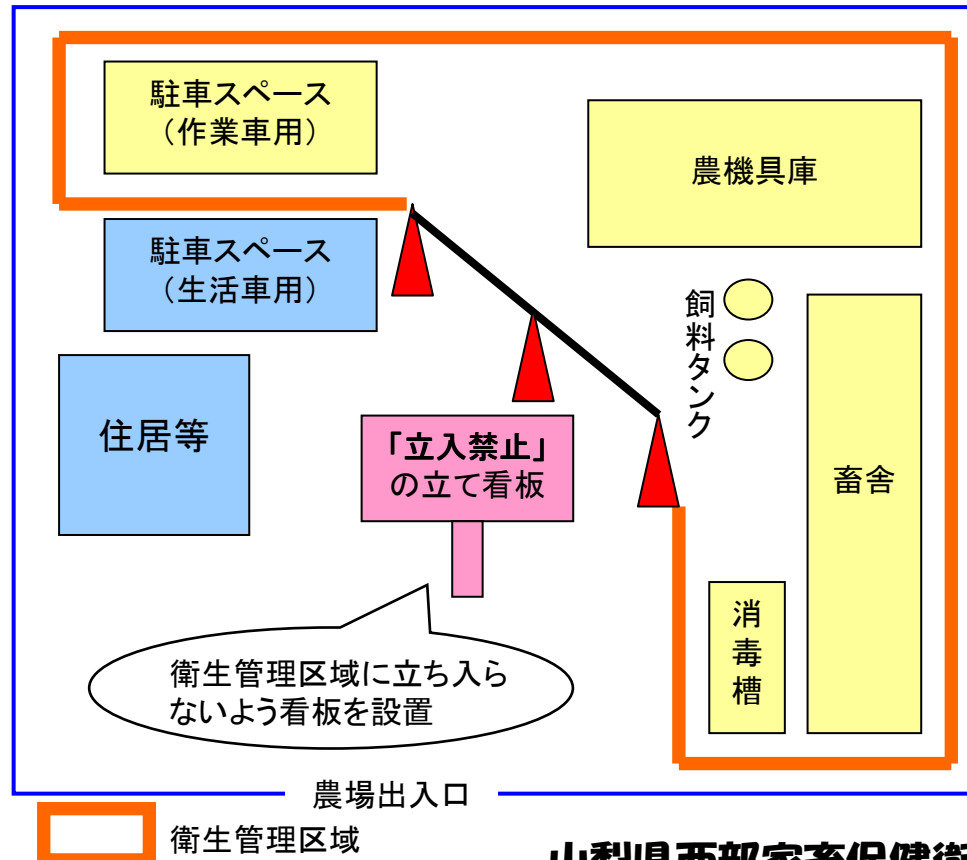


衛生管理区域を設定しましょう！

- ◆家畜保健衛生所たより（第13号）でもお示しましたが、10月1日から新たな飼養衛生管理基準が施行されました。
- ◆その中で、**農場の敷地を衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界を分かるようにする**ことが定められました。
- ◆これは、畜舎などの「衛生管理区域」と居住区などの「それ以外の区域」に分けることで、衛生管理区域内の衛生対策をしっかりと行い、病原体の持ち込みを防止することを目的としています。



【衛生管理区域】

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域（畜舎や飼料タンク、車庫等を含む区域）を言います。

【境界の分け方】

柵（三角コーン等）やロープ、白線やプラントナーを利用して区分しましょう。

【衛生管理区域及び畜舎の出入口】

それぞれの出入口に消毒設備（消毒機器を含む）を設置しましょう。また、出入りの際は、手指の洗浄又は消毒と靴の消毒を行いましょう。

【衛生管理区域内の衣類及び靴】

衛生管理区域専用の衣類及び靴を設置するとともに、畜舎ごとにも専用の衣類及び靴を設置し、病原体の侵入を防ぎましょう。